

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280630007	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること	<p>[要望内容] 「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること</p> <p>[理由] 国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準(非公開)」に基づきその可否を判断しているが、自治体等からは、文化庁が同基準に基づき行う指導(復元しようとする建造物の「遺構」「指図(設計図)」「写真」の3項目が不可欠)が厳格であるため、地域の歴史的建造物の復元ができない、との声があがっている。例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな損失となっている。したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。</p> <p>(注)遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造(かけづくり)、徳島城は天守の復元ができない。</p>	日本商工会議所	文部科学省	<p>国指定文化財の現状変更等を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき、文化審議会に諮った上で、文化庁長官が許可をすることとなっています。</p> <p>史跡等における歴史的建造物の復元が適当であるか否かについては、事前に文化庁が設置する外部有識者で構成される専門委員会において、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき、具体的な復元の計画・設計について総合的な調査・研究を行うことが通例となっています。</p>	<p>「文化財保護法」第125条第1項 「文化財保護法」第153条第2項</p>	<p>事実認識</p>	<p>史跡等は国民の貴重な財産であり、文化財としての価値を損ねてしまうと取り返しがつかなくなるものです。このため、国指定の史跡等において現状変更等を行う場合は、文化財としての価値を損なわないよう、文化審議会に諮った上で、文化庁長官が許可をすることとなっています。</p> <p>また、史跡等において、往時の姿をしのばせる歴史的建造物を復元する際には、十分な歴史的根拠に基づいて復元することが地域の活性化や文化振興に資するものであり、復元する歴史的建造物に係る記録資料等を基に、当該建造物の位置・規模・構造・形式等の蓋然性を高める上で、十分な調査・研究を行った上で復元に取り組むことが重要であると考えています。その上で、文化庁が公表している「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」においては、具体的な復元の計画・設計の内容について、同基準に定められた各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとしています。</p> <p>文化庁としては今後とも同基準を適切に運用してまいりたいと考えています。</p>	
280630026	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	人材不足が深刻な中小企業が新卒者を採用しやすくなるよう、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること	<p>[要望内容] 中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること</p> <p>[理由] 中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。加えて、新卒採用後3年間の離職率は中小企業が4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。そのため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。</p>	日本商工会議所	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	<p>学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等を進めるため、就職・採用活動の日程(広報活動・採用選考活動開始時期等)が設定されていることを踏まえ、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において、広報活動・採用選考活動の開始後に行われるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合でなければ、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は当該活動に使用できないとされています。</p>	<p>「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月文部科学省・厚生労働省・経済産業省作成、平成27年12月一部改正)</p>	<p>検討を予定</p>	<p>適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講じます。</p> <p>a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方</p> <p>平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します。</p>	